

報告事項ク

県内有形民俗文化財の国新規登録について

県内有形民俗文化財の国新規登録について、別紙のとおり報告します。

平成22年2月9日

鳥取県教育委員会教育長 中永 廣樹

県内有形民俗文化財の国新規登録について

文 化 財 課

平成22年1月15日(金)に国の文化審議会(会長 西原鈴子)において、下記の文化財を国登録有形民俗文化財に登録する旨の答申が行われました。

有形民俗文化財の国登録は県内初となります。

記

新規登録が答申された有形民俗文化財

名称	員数	所在の場所	特徴
佐治の板笠 製作用具及 び製品	107 点	鳥取市 佐治町福園 24 佐治歴史民 俗資料館	<p>佐治の板笠は、現鳥取市佐治町中・栃原で、少なくとも江戸初期から昭和30年頃まで、重要な産業として生産がなされてきた。この板笠は、編み込みをされた丸みがある六角形をしており、一般的な菅笠のように竹などの骨組みを持たない木製であるため、大変丈夫でありながら、しなやかで軽いことが特徴で、県内の因幡地方はもとより、伯耆地方、辰巳峠を越えて県外は岡山方面にまで出荷された。</p> <p>鳥取市佐治歴史民俗資料館所蔵の「佐治の板笠製作用具と製品」107点は、すべて佐治町内の個人から寄贈されたもので、使用年代は不明な点が多いが、昭和期のものが中心となっている。その内訳は、</p> <p>原材料となる原木の採取とその運搬用具 原木を割り、加工して編み込みの原材料となる笠木とする「小割り」用具 小割りした木を笠木と呼ばれる薄板状に剥く「へぎ」用具 笠自身を製作する「編み組み」用具 笠を頭に止める「紐つけ」用具 製品及び鑑札</p> <p>となっており、板笠製作全工程の用具を網羅する貴重なものである。</p> <p>なお、現在板笠を編むことができる方は数名になっており、原材料の採取から編み込みまで一貫して可能な伝承者は1名のみとなっているが、板笠製作技術の継承の活動も行われ始めている中で、その用具への関心も高まりつつある。</p>

【参考 1 : 登録が答申された有形民俗文化財の写真】



佐治の板笠（製品）



佐治の板笠製作用具及び製品（一部）

【参考 2 : 鳥取県の国登録文化財、国・県指定文化財の件数（今回の登録含む）】

（ ）内は有形民俗文化財の数

国登録文化財	国指定文化財	県指定文化財
(1)	(0)	(3)
1 4 3	1 1 5	2 3 2
うち鳥取市 (1)	(0)	(2)
2 0	2 8	9 3